

養老町第二回定例会会議録

平成二十四年第二回養老町議会の定例会を養老町議会議事堂に召集されたので会議を開いた。
その次第は次のとおりである。

○議事日程（平成二十四年六月十八日第一日）

- 日程第一 会議録署名議員の指名
- 日程第二 会期の決定
- 日程第三 諸般の報告
- 日程第四 報告第一号 平成二十三年度養老町一般会計繰越明許費繰越計算書について
- 日程第五 報告第二号 平成二十三年度養老町介護保険事業特別会計繰越明許費繰越計算書について
- 日程第六 議案第六十二号 養老の日を定める条例の制定について
- 日程第七 議案第六十三号 養老改元一三〇〇年事業基金条例の制定について
- 日程第八 議案第六十四号 養老町都市公園条例の一部を改正する条例について
- 日程第九 議案第六十五号 養老町防災会議条例の一部を改正する条例について
- 日程第十 議案第六十六号 物件供給契約の締結について（オンデマンドバス購入事業）
- 日程第十一 議案第六十七号 物件供給契約の締結について（消防施設（消防ポンプ自動車）整備

- 日程第十二 議案第六十八号 物件供給契約の締結について（放射性物質測定装置整備事業）
- 日程第十三 認定第一号 平成二十三年度養老町上水道事業会計決算の認定について
- 日程第十四 議案第六十九号 平成二十三年度養老町上水道事業会計未処分利益剰余金の処分について
- 日程第十五 議案第七十号 平成二十四年度養老町一般会計補正予算
- 日程第十六 議案第七十一号 平成二十四年度養老町介護保険事業特別会計補正予算

○本日の議長並びに出席議員及び欠席議員は次のとおりである。

○出席議員

- | | |
|------|-------|
| 議長 | 松永民夫 |
| 一 番 | 岩永義仁 |
| 二 番 | 長澤龍夫 |
| 三 番 | 大橋三男 |
| 四 番 | 三田正敏 |
| 五 番 | 吉田太郎 |
| 六 番 | 早崎百合子 |
| 七 番 | 野村永一 |
| 八 番 | 田中敏弘 |
| 九 番 | 松永民夫 |
| 十 番 | 皆川雅子 |
| 十一 番 | 中村辰夫 |

十二番 岩瀬進
 十三番 水谷久美子
 ○欠席議員
 なし

○地方自治法第二百一十一条の規定により議場に出席した者は次のとおりである。

町長 大橋孝
 副町長 西脇正博
 教育長 野村浩太郎
 総務部長兼 総務課長 安藤淳一
 総務部参事兼 総務部企画政策課長 問山孝通
 総務部税務課長 田中信行
 住民福祉部部長 日比重喜
 住民福祉課長 伊藤公一
 住民福祉課長 松永博孝
 住民福祉課長 高木久之
 生活環境課長 柏渕裕昭
 産業建設部長 川地豊己
 産業建設課長 加藤敏博
 商工観光課長 伊藤博文
 産業建設部長 伊藤博文

○職務のため議場に出席した者は次のとおりである。

産業建設部長 西脇和信
 水道課長 伊藤幸
 会計管理者兼 伊藤幸
 教育委員会事務局長兼 スポーツ振興課長 香川満
 教育委員会 佐藤昌子
 教育総務課長 藤田実芳
 教育委員会 藤田実芳
 生涯学習課長 小林恒夫
 消防長 稲川諭実彦
 議会議務局長 山中秀樹
 議会議務局書記 野村孝子
 議会議務局書記 稲川諭実彦

(開会時間 午前九時三十分)

○議長(松永民夫君) 平成二十四年第二回養老町議会定例会を開会するに当たり、議員並びに執行部各位には、何かと御多用の中を御出席いただきまして、ありがとうございます。

開議に先立ちまして、町民憲章の朗唱を行います。全員の御起立をお願いします。

傍聴席の皆さんも一緒をお願いします。前段を私が読み上げますので、後段の御唱和、よろしくお願いします。

——「町民憲章」朗唱——
 ありがとうございます。

さて、昨年の五月から一年間、養老町の発展と円滑な議会運営に多大なる尽力をいただきました前議長の皆川雅子君に、この議場において感謝状を贈呈いたしたいと思えますので、よろしくお願ひします。

なお、広報取材のため、広報員の議場への入場を許可しました。それでは、皆川雅子君、演台の前までお進みください。

—— 感謝状贈呈 ——

本日の会議は全員出席であります。

それでは、ただいまから平成二十四年第二回養老町議会定例会を開会し、本日の会議を開きます。

○議長（松永民夫君） 日程第一、会議録署名議員の指名をします。

会議規則第二百二十条の規定によって、八番 田中敏弘君、十番 皆川雅子君を指名します。

○議長（松永民夫君） 次に日程第二、会期の決定を議題とします。

ここで、六月八日、議会運営委員会が開催され、本定例会の運営等について審査されました。

議会運営委員会委員長の報告を求めます。

議会運営委員会委員長 皆川雅子君。

○議会運営委員長（皆川雅子君） 去る六月八日午前十時より、委員及び正・副議長並びに執行部の出席のもとに開会いたしました。協議事項は、平成二十四年第二回定例会の運営についてであります。

まず、会期につきましては、本日六月十八日から二十九日までの十二日間で、本会議の開会時間は午前九時三十分からと決定いたしました。

議事日程につきましては、一、開会宣言、二、会議録署名議員の指名、三、会期の決定、四、諸般の報告、五、議案の提案説明及び委員会付託、六、町政一般に関する質問、七、議案の審議については質疑・討論・採決、この順序で議会運営を行うことに決定いたしました。

一般質問は、議会二日目の六月二十八日に行うこととし、発言順位は質問通告書の受け付け順で行うことに決定いたしました。

次に、審議に関する議案は、繰越明許費についてが二件、条例制定についてが二件、条例の一部改正についてが二件、物件供給契約の締結についてが三件、決算関係についてが二件、補正予算についてが二件、合計十三件であります。

審議方法につきましては、議事日程の日程第四、平成二十三年度養老町一般会計繰越明許費繰越計算書について及び日程第五、平成二十三年度養老町介護保険事業特別会計繰越明許費繰越計算書についての二件は、地方自治法施行令第四百六条第二項の規定による報告でありますので、議会初日に上程し、報告のみを受けることに決定いたしました。

次に、日程第六、養老の日を定める条例の制定について及び日程第七、養老改元一三〇〇年事業基金条例の制定についての二件は、議会初日に逐条上程し、提案説明を受けて、総括質疑後、総務民生委員会にその審査を付託し、議会最終日に委員長報告を受けて、委員長への質疑後、討論を経て採決することに決定いたしました。

なお、審査を付託する総務民生委員会は、六月二十日水曜日午前十時に開会するよう委員長へ要請することに決定いたしました。次に、日程第八、養老町都市公園条例の一部を改正する条例についてから日程第十二、物件供給契約の締結について（放射性物

質測定装置整備事業)までと、日程第十五、平成二十四年度養老町一般会計補正予算及び日程第十六、平成二十四年度養老町介護保険事業特別会計補正予算の七件は、議会初日に逐条上程し、提案理由の説明のみを受け、議会最終日に質疑・討論を経て採決することに決定いたしました。

次に、日程第十三、平成二十三年度養老町上水道事業会計決算の認定について及び日程第十四、平成二十三年度養老町上水道事業会計未処分利益剰余金の処分についての二件は、議会初日に一括上程し、提案説明を受けて、総括質疑後、産業建設委員会にその審査を付託し、議会最終日に委員長報告を受けて、委員長への質疑後、討論を経て採決することに決定いたしました。

なお、審査を付託する産業建設委員会は、六月二十一日木曜日午前十時に開会するよう委員長への要請をすることに決定いたしました。

これで、議会運営委員会の報告とさせていただきます。

○議長(松永民夫君) 議会運営委員会委員長の報告が終わりました。

お諮りします。

ただいまの議会運営委員会委員長の報告のとおり、本定例会の会期は、本日六月十八日から六月二十九日までの十二日間にいたしたいと思えます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長(松永民夫君) 異議なしと認めます。

よって、会期は本日六月十八日から六月二十九日までの十二日間と決定しました。

○議長(松永民夫君) 次に、日程第三、諸般の報告を行います。

本日の日程については、お手元に配付してあるとおりであります。

次に、監査委員から、地方自治法第二百三十五条の二第三項の規定により、平成二十三年及び平成二十四年度の各四・五月分の現金出納検査結果報告書が議長に提出されています。

また、地方自治法第二百四十三条の三第二項の規定により、養老町土地開発公社及び、財団法人養老町体育連盟の経理状況を説明する書類として、議員各位のお手元にある事業報告書及び財務諸表が提出されました。

なお、土地開発公社の関係書類は、理事以外の議員に配付するものです。

これで諸般の報告を終わります。

ここで町長のあいさつをお願いします。

○町長(大橋 孝君) 皆さん、おはようございます。

本日は平成二十四年度第二回養老町議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位には何かと御多用なところ御出席をいただきまして、ありがとうございます。

六月も、もう終わろうという時期になってまいりました。先日、ちよつと正月に立てました目標を見ていたわけでございますけれども、なかなか目標の達成というのは難しいなあというふうに感じました。しかし、なるべくスピード感を持って達成できるように、もう一度心構えを新たにしたいところでございます。

また、梅雨入りをしましてから久しくなりますけれども、一部では水不足というようなこともささやかれておりますが、けさほどもちよつと地震がございましたし、それから台風も近づいているということで、また災害の危険も高まる時期に来たのかなということを思いまして、災害に対する心構えをしっかり持つていか

なければならぬというふうに思っております。どうか皆様方も御協力をお願いしたいと思います。

それでは、きょうは十三の付議事件について御審議することになります。どうぞよろしくお願いをいたします。

○議長（松永民夫君） 町長のあいさつが終わりました。

○議長（松永民夫君） それでは、日程第四、報告第一号 平成二十三年度養老町一般会計繰越明許費繰越計算書についてを議題とします。

町長より報告を求めます。

町長。

○町長（大橋 孝君） ただいま上程をいただきました報告第一号 平成二十三年度養老町一般会計繰越明許費繰越計算書について御説明申し上げます。

平成二十三年度養老町一般会計繰越明許費繰越計算書について、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第四百四十六條第二項の規定により、別紙のとおり報告する。平成二十四年六月十八日提出。

平成二十三年十二月の第四回定例会及び平成二十四年三月の第一回定例会において議決を得ました繰越明許費について、総務費、総務管理費の庁舎等管理費で、機構改革に伴う庁舎内配置変更等の改修工事九百十七万円。

次に、教育費、小学校校舎等施設整備事業で、耐震化に伴う養北小学校屋内運動場改築工事等一億四千四百五十三万五千円。

また、教育費、保健体育費の町民プール維持管理費で、町民プール大規模改修の実設計委託料八十万六千円を平成二十四年

度へ繰り越し、各事業の財源内訳を、別紙繰越明許費繰越計算書のとおりとなりました。

以上で、平成二十三年度養老町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告とさせていただきます。

○議長（松永民夫君） 報告が終わりました。

ただいまの報告は、地方自治法施行令第四百四十六條第二項の規定による議会への報告でありました。

○議長（松永民夫君） 次に日程第五、報告第二号 平成二十三年度養老町介護保険事業特別会計繰越明許費繰越計算書についてを議題とします。

町長より報告を求めます。

大橋町長。

○町長（大橋 孝君） ただいま上程をいただきました報告第二号 平成二十三年度養老町介護保険事業特別会計繰越明許費繰越計算書について御説明申し上げます。

平成二十三年度養老町介護保険事業特別会計繰越明許費繰越計算書について、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第四百四十六條第二項の規定により、別紙のとおり報告する。平成二十四年六月十八日提出。

平成二十四年三月の第一回定例会において議決を得ました繰越明許費について、総務費、特別対策事業費の施設開設準備経費助成特別対策事業で、内示決定までに想定以上の時間を要し、工期がずれ込み、年度内開所が困難となったことに伴い四百二十万円を平成二十四年度へ繰り越しし、事業の財源内訳を、別紙繰越明許費繰越計算書のとおりとなりました。

以上で、平成二十三年度養老町介護保険事業特別会計繰越明許

費繰越計算書の報告とさせていただきます。

○議長（松永民夫君） 報告が終わりました。

ただいまの報告は、地方自治法施行令第百四十六条第二項の規定による議会への報告でありました。

○議長（松永民夫君） 次に日程第六、議案第六十二号及び日程第七、議案第六十三号の二議案は、逐条上程後、提案理由の説明を受け、総括質疑のみ行います。

それでは、日程第六、議案第六十二号 養老の日を定める条例の制定についてを議題とします。

町長より提案理由の説明を求めます。
大橋町長。

○町長（大橋 孝君） ただいま上程を賜りました議案第六十二号

養老の日を定める条例の制定について御説明させていただきます。

議案第六十二号 養老の日を定める条例の制定について。養老の日を定める条例を別紙のように定めるものとする。平成二十四年六月十八日提出。

養老には滝の水がお酒になったという孝子物語が今に語り継がれております。西暦七一七年には、時のみかど 元正天皇がこの地へ行幸され、養老の美泉をごらんになった後、元号を「靈龜」から「養老」に改元されるとともに、老人に位を授け、孝子を表彰するなど、天皇の治世を天下に明示されたという、町民にとつては誇らしくもあり、歴史的にも由緒ある出来事があります。

昔から、養老と言えば親孝行のまちとして全国に名をはせました。しかし、現在では人々の生活様式の変化や住民の高齢化、少子化の進展とともに、家族や地域社会とのかかわりも少なくなり、

町民の親孝行のふるさと意識の希薄化も進んでおります。

折しも、今から五年後の西暦二〇一七年には、養老改元から千三百年という節目の年を迎えます。本町では、この記念すべき機会を好機ととらえ、現在、養老の貴重な歴史や文化、豊かな自然などの地域資源を再認識するとともに、それらを有効に活用した夢あるまちづくり、養老改元一三〇〇年プロジェクト事業を住民とともに進めていこうとされているところです。

さて、十一月十七日は元号が養老に改元された記念すべき日でございます。本町ではこの日を養老の日と定め、元正天皇のお心にこたえるべく、お年寄りを中心にすべての人を大切にするきずな社会を現代版として再構築し、自信と誇りを持って、より豊かで活力ある郷土を住民とともに築き上げていきたいと考えております。

そして、この条例の制定により、養老町民が先人の偉業に思いをはせ、郷土についての理解と関心を深めるとともに、ふるさとを愛する心をはぐくみ、親孝行のふるさと意識の醸成などにつながるものと期待されます。

それでは、本条例案の内容について、条を追って説明申し上げます。

まず、第一条におきましては、この条例の内容を要約するとともに、その目的を規定したもので、町民一人一人がふるさとを愛する心をはぐくみ、より豊かで魅力あふれた養老を将来にわたって築き上げることを期する日として定めております。

次に、第二条においては、養老の日の期日を示したものであり、第三条では、それに関連する行事について規定したものであります。

また、第四条では、この条例の施行に関し、必要があれば別に

規定を設けるものであります。

なお、この条例は公布の日から施行するものであります。

以上で、議案第六十二号 養老の日を定める条例の制定についての提案説明とさせていただきます。

○議長（松永民夫君） 説明が終わりました。

ただいまより総括質疑を行います。

なお、本案は総務民生委員会に付託の上、審査したいと思えますので、ここでの質疑は総括的、あるいは大綱的な質疑にとどめていただくとお願いいたします。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（松永民夫君） 質疑なしと認めます。ここで総括質疑を終わります。

お諮りします。

本案は総務民生委員会に付託の上、審査することにいたしたいと思えます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（松永民夫君） 異議なしと認めます。

よって、本案は総務民生委員会に付託の上、審査することに決定しました。

○議長（松永民夫君） 次に、日程第七、議案第六十三号 養老改元一三〇〇年事業基金条例の制定についてを議題とします。

元一三〇〇年事業基金条例の制定についてを議題とします。

町長より提案理由の説明を求めます。

大橋町長。

○町長（大橋 孝君） ただいま上程を賜りました議案第六十三号

養老改元一三〇〇年事業基金条例の制定について御説明をさせ

ていただきます。

議案第六十三号 養老改元一三〇〇年事業基金条例の制定について。

養老改元一三〇〇年事業基金条例を別紙のように定めるものとする。平成二十四年六月十八日提出。

制定の趣旨でございますが、養老山系の自然が豊かな恵みをもたらす養老町は、古くから滝の水がお酒になったと伝わる孝子物語で全国に知られております。

また、七一七年には時のみかど、元正天皇がこの地へ行幸された後、元号を「霊龜」から「養老」に改元されたという史実もあり、今から五年後の二〇一七年には、養老改元一三〇〇年という節目の年を迎えます。

このため、本町ではこの記念すべき機会を好機ととらえ、養老の貴重な歴史や文化、豊かな自然などの地域資源を有効に活用して、今後の夢あるまちづくり、養老改元一三〇〇年プロジェクト事業を住民とともに進めていこうとしているところでございます。

そして、このまちづくりを推進する中心プロジェクトとして、養老公園を含む養老山ろくど、その周辺一帯を整備する「養老の郷」づくり事業、二つ目には、「養老改元一三〇〇年祭」の開催事業、三つ目に、「親孝行の心」まちづくりの再構築事業の三本の主要事業として、これらの事業を啓発するための広報・広聴活動事業を基本戦略に掲げ、各界各位と調整をとりながら各施策を実行し、住民や関係者とともに新しい養老町を築き上げていきたいと思います。

しかし、このプロジェクトを推進するためには、国や県は言うに及ばず、地域住民や関係団体、民間企業等の理解や協力なしには考えられません。

また、目標年度も今から五年後を想定しており、事業遂行期間にも制限があるだけでなく、財政的な問題も考えていかなければなりません。

このため、来る二〇一七年の養老改元一三〇〇年祭の開催に向けての五年余りに期間を限定し、町内在住者だけでなく、養老を愛し、応援しようとする全国の人々や企業からの協賛を得ながら養老の魅力を最大限に活用した新しいまちづくりを進め、本町の地域活性化につなげるための事業の経費に充てることを目的に、養老改元一三〇〇年事業基金を設置するものであります。

そして、この取り組みを通じて養老改元一三〇〇年プロジェクトの各事業の円滑な遂行が期待できるほか、町内外に在住する人々の養老改元一三〇〇年祭開催に向けての意識や機運の高揚、ふるさと養老を愛する心の醸成、同プロジェクトへの自主的な参画への推進を期するというのが条例制定に当たっての基本的な考えでございます。

それでは、本条例案の内容について、条を追って説明申し上げます。

まず、第一条におきましては、この条例の内容を要約するとともに設置の目的を規定したものであり、さきに述べた養老改元一三〇〇年プロジェクト事業を円滑に推進するために定めております。

次に、第二条においては、基金に積み立てる財源について示したものであり、第三条では、その管理・保管方法について規定したものであります。

また、第四条では、基金の運用から生ずる収益の処理を示したものであり、第五条では繰りかえの運用について規定したものであります。

第六条では、当該基金の処分について、養老の郷づくり事業など、養老改元一三〇〇年プロジェクトに掲げる四項目の事業推進に要する経費として活用する旨を規定しております。

また、第七条では、この条例の施行に関し、必用があれば別に規定を設けるものであります。

なお、この条例は公布の日から施行するものであります。以上で、第六十三号 養老改元一三〇〇年事業基金条例の制定についての提案説明とさせていただきます。

○議長（松永民夫君） 説明が終わりました。

ただいまより総括質疑を行います。

なお、本案は総務民生委員会に付託の上、審査したいと思いますので、ここでの質疑は総括的、あるいは大綱的な質疑にとどめていただくようお願いいたします。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（松永民夫君） 質疑なしと認め、総括質疑を終わります。

お諮りします。

本案は、総務民生委員会に付託の上、審査することにいたします。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（松永民夫君） 異議なしと認めます。

よって、本案は総務民生委員会に付託の上、審査することに決定いたしました。

なお、総務民生委員会は六月二十日水曜日午前十時より開催されるよう要請します。

○議長（松永民夫君） 次に、日程第八、議案第六十四号から日程

第十二、議案第六十八号の五議案は、逐条上程後、提案理由の説明のみ受けます。

それでは、日程第八、議案第六十四号 養老町都市公園条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

町長より提案理由の説明を求めます。

大橋町長。

○町長（大橋 孝君） ただいま上程を賜りました議案第六十四号

養老町都市公園条例の一部を改正する条例について説明をさせていただきます。

議案第六十四号 養老町都市公園条例の一部を改正する条例について。

養老町都市公園条例の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。平成二十四年六月十八日提出。

改正の趣旨でございます。養老町中央公園野球場の西側にミーティングルームが完成し、一般に貸し出すため使用料を徴収するもので、養老町都市公園条例の一部を改正するものでございます。

公園施設に求められている安全性・利便性・快適性などの基準やニーズが時代を追うごとに高度化してきており、これらに対応した施設改修整備を行うことで、ぎふ清流国体の円滑な開催、並びに通常の公園利用における質の高いサービスの提供を図ることができるため、平成二十三年度においては野球場整備（バックスクリーン・防球ネットの新設）、総合体育館屋根等改修のほか、ユニバーサルデザインのトイレ・案内看板の新設及びミーティングルーム棟、三十九・六九平方メートルで、外に手洗い場・足洗い場が設置されておりますが、この三月、中央公園野球場の西側に完成いたしました。ミーティングルーム棟は、ぎふ清流国体の開催時では軟式野球競技会場の一翼を担い、本大会、リハーサル

大会とも救護所及び賞状等の筆耕所としての使用を予定しております。

また、野球場や多目的広場を利用する団体が、打合会議等に使っていただくため、使用料と電気料は総合体育館の第一会議室と同じ額とし、利用しやすい料金設定にいたしました。

この条例は、平成二十四年七月一日から施行するものであります。

以上で、議案第六十四号 養老町都市公園条例の一部を改正する条例についての提案説明とさせていただきます。

○議長（松永民夫君） 説明が終わりました。

○議長（松永民夫君） 次に、日程第九、議案第六十五号 養老町

防災会議条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

町長より提案理由の説明を求めます。

大橋町長。

○町長（大橋 孝君） ただいま上程を賜りました議案第六十五号

養老町防災会議条例の一部を改正する条例について説明をさせていただきます。

議案第六十五号 養老町防災会議条例の一部を改正する条例について。

養老町防災会議条例の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。平成二十四年六月十八日提出。

この条例は、災害対策基本法第十六条第六項の規定に基づき、養老町防災会議の所掌事務及び組織を定めておりますが、このたび防災会議委員の定数及び任期について所要の改正を行うものであります。

新旧対照表をごらんになっていただきたいと思います。

第三条第五項において防災会議の委員の定数について定めてお

りますが、町の機構改革等に伴い、見直しを行うものであります。

具体的には、第一号中「岐阜県警察の警察官のうちから町長が任命する者一人」の、「一人」の文言を削り、第二号中「町長がその部内の職員のうちから指名する者九人」を「消防長及び消防団長」に、第三号中「教育長一人」を「区長連絡協議会長」に、第四号中「消防長及び消防団長各一人」を「指定地方公共機関の役員又は職員のうちから町長が任命する者」に、第五号中「区長連絡協議会長一人」を「副町長」に、第六号中「指定地方公共機関の役員又は職員のうちから町長が任命する者四人」を「教育長」に、第七号中「その他町長が任用と認める者四人以内」を「町長がその部内の職員のうちから指名する者」に改め、第八号として「その他町長が任用と認める者」といたしました。

また、同条第六項において「指定地方公共機関の役員又は職員のうちから町長が任命する者」及び「その他町長が任用と認める者」に關してのみ委員の任期を定めておりますが、委員全員の任期を定めるため、「前項第六号及び第七号」の文言を削るものがございます。

この条例は、公布の日から施行するものであります。

以上で、議案第六十五号 養老町防災会議条例の一部を改正する条例についての提案説明とさせていただきます。

○議長（松永民夫君） 説明が終わりました。

○議長（松永民夫君） 次に、日程第十、議案第六十六号 物件供給契約の締結について（オンデマンドバス購入事業）を議題とします。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（大橋 孝君） ただいま上程を賜りました議案第六十六号

物件供給契約の締結について（オンデマンドバス購入事業）について説明をさせていただきます。

議案第六十六号 物件供給契約の締結について（オンデマンドバス購入事業）。

町は、物件の供給契約を次の条項により締結するものとする。

平成二十四年六月十八日提出。

現在、公共施設巡回バスを二十九人乗りバス二台で運行しておりますが、全長七メートルの中型車両のため運行できる道に制限があり、さらに、平成十三年度の購入から十年以上が経過し、老朽化のため故障が頻繁に発生し、運行に支障を来す状態になっております。

また、平成二十四年十一月から、公共施設巡回バスをオンデマンド方式での運行に切りかえるに当たり、バスを小型化したほうがよりよいサービスが提供でき、有効かつ効率的であると考えられます。

これらの状況をかんがみ、オンデマンド方式で運行する十人乗りワゴン車四台を購入し、現在、公共施設巡回バスが担っている交通弱者の救済を引き続き行うとともに、地域間格差の解消、利便性の向上を実現し、町全体の活性化を目指すものでございます。

物件名はオンデマンドバス購入事業、契約の方法は指名競争入札でございます。養老町石畑の上田自動車、養老町小倉、竹中自動車、養老町高田、大西自動車、養老町一色、養南自動車の四社にて競争入札により、契約金額が千二百七万五千円にて、養老町一色一二九〇番地、養南自動車株式会社に落札されました。納入期限は平成二十四年九月二十八日、納入場所、養老町役場。物件

の概要でございますが、十人乗りワゴン車四台、トヨタハイエースロングボディー四WDでございます。

以上で、議案第六十六号 物件供給契約の締結についての提案説明とさせていただきます。

○議長（松永民夫君） 説明が終わりました。

○議長（松永民夫君） 次に、日程第十一、議案第六十七号 物件供給契約の締結について（消防施設（消防ポンプ自動車）整備事業）を議題とします。

町長より提案理由の説明を求めます。

大橋町長。

○町長（大橋 孝君） ただいま上程を賜りました議案第六十七号 物件供給契約の締結（消防施設（消防ポンプ自動車）整備事業）について説明をさせていただきます。

議案第六十七号 物件供給契約の締結について（消防施設（消防ポンプ自動車）整備事業）。町は、物件の供給契約を次の条項により締結するものとする。平成二十四年六月十八日提出。

養老町消防施設整備事業に基づき、現在、養老町消防団第九分団第二部（日吉地区）に配置されている消防ポンプ自動車が平成六年十二月十八日の配備から十八年目を迎え、更新時期となるため新たに更新するものでございます。

この消防ポンプ自動車の更新により、装備等も最新鋭のものに充実、整備され、管内の火災事案はもとより各種災害事案にも迅速かつ的確に対応でき、効率的な運用が図れる効果がございます。

物件名、消防施設（消防ポンプ自動車）整備事業。契約の方法は指名競争入札でございます。五社による入札、岐阜市の株式会社ウスイ消防、同じく岐阜市の株式会社三葉、同じく岐阜市の株

式会社三陽商会、同じく岐阜市の株式会社富士、それから大垣市のアンシンク株式会社大垣店の五社にて競争入札を行いました。契約金額が千九百二十一万五千円、契約の相手方が岐阜市金園町三丁目二十五番地、株式会社ウスイ消防でございます。納入期限が平成二十四年十月十日、納入場所は養老町消防本部。物件の概要は、国家検定A二級検定品、CD―I型合格品でございます。四WDでございます。

以上で、議案第六十七号 物件供給契約の締結（消防施設（消防ポンプ自動車）整備事業）についての提案説明とさせていただきます。

○議長（松永民夫君） 説明が終わりました。

○議長（松永民夫君） 次に、日程第十二、議案第六十八号 物件供給契約の締結について（放射性物質測定装置整備事業）を議題とします。

町長より提案理由の説明を求めます。

大橋町長。

○町長（大橋 孝君） ただいま上程を賜りました議案第六十八号 物件供給契約の締結について（放射性物質測定装置整備事業）の説明をさせていただきます。

議案第六十八号 物件供給契約の締結について（放射性物質測定装置整備事業）。

町は、物件の供給契約を次の条項により締結するものとする。平成二十四年六月十八日提出。

昨年三月十一日に発生した東日本大震災に起因する東京電力福島第一原子力発電所事故に端を発し、放射性セシウムに汚染された疑いのある稲わらを供給された肉用牛が出荷され、その牛肉が

流通した問題で、岐阜県は県内産牛の振興と飛騨牛ブランド保持を目的に、昨年八月二十九日から、県内産牛を対象に放射性物質の全頭検査を実施しているところであります。

本町の食肉事業センターでは、年間約一万頭の牛を屠畜しておりますが、その八〇%が県外産で検査対象外となっております。流通関係者や消費者への不安が解消されていない状況であります。

本町といたしましては、町の基幹産業である食肉事業センターから出荷するすべての牛肉を検査することにより、食肉の安全・安心と、消費者の不安感を払拭するとともに、食肉事業の振興を図るものでございます。

今回の放射性物質測定装置整備事業は、検査業務の実施に伴い、検査職員の配置を最小限にとどめ、効率的な検査体制を整えるため、夜間無人稼働が可能なオートサンプラー付きの機種を選定が必用であること、また枝肉価格の低下を軽減するため、できるだけ少量の試験片で検査ができる機種を選定することなど総合的に判断して、特定のものでなければ納入することができない物件でありますので、地方自治法施行令第六十七条の二第一項第二号の規定により競争入札に適していないことから、随意契約で物件の供給契約を締結することといたしました。

物件名、放射性物質測定装置整備事業、契約の方法はさきに述べましたように随意契約でございます。契約金額は八百五十二万八千六百二十五円、契約の相手方、岐阜市岩地二丁目二十五番二号、理科研株式会社岐阜営業所、納入期限が平成二十四年九月十八日、納入場所は養老町立食肉事業センター、物件の概要、放射性物質測定装置一式でございます。

以上で、議案第六十八号 物件供給契約の締結について（放射性物質測定装置整備事業）の提案説明とさせていただきます。

○議長（松永民夫君） 説明が終わりました。

ここで暫時休憩とします。

再開は十時四十五分からいたします。

（午前十時二十三分 休憩）

（午前十時四十三分 再開）

○議長（松永民夫君） 休憩を解き、会議を再開いたします。

○議長（松永民夫君） お諮りします。

日程第十三、認定第一号 平成二十三年度養老町上水道事業会計決算の認定について及び日程第十四、議案第六十九号 平成二十三年度養老町上水道事業会計未処分利益剰余金の処分についての二議案を一括議題にいたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（松永民夫君） 異議なしと認めます。

よって、日程第十三、認定第一号及び日程第十四、議案第六十九号の二議案を一括議題といたします。

町長より提案理由の説明を求めます。

大橋町長。

○町長（大橋 孝君） ただいま上程を賜りました認定第一号 平

成二十三年度養老町上水道事業会計決算の認定について御説明をさせていただきます。

認定第一号 平成二十三年度養老町上水道事業会計決算の認定について。

地方公営企業法（昭和二十七年法律第二百九十二号）第三十条第四項の規定により、平成二十三年度養老町上水道事業会計決算を、別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。平成二十

四年六月十八日提出。

まず、平成二十三年度の上水道事業給水状況につきまして御説明させていただきます。

給水戸数につきましては、前年度より一戸増の八千五百二戸、給水人口につきましては、前年度より百五人減の二万八千三百三十五人となりました。また、有収水量は、前年度より〇・一％増の二百三十八万八千四百四十五立法メートルとなりました。

今回の認定につきましては、地方公営企業法第三十条第四項の規定によりまして、別紙の監査委員の意見をつけて、決算の認定をお願いするものでございます。

それでは、一ページの決算報告書について御説明申し上げます。いずれも消費税込みの額であります。

第一款、水道事業収益の決算総額四億一千七百九十二万二千七百十八円となり、第一款、水道事業費用の決算総額三億一千九百七十七万八千円となりました。

次に、二ページの資本的収入及び支出の四条会計についてであります。

第一款、資本的収入の決算総額二億三千三百五十八千三百十二円となり、第一款、資本的支出の決算総額四億九千二百萬一千七百十六円となりました。

資本的収入額が資本的支出額に不足する額二億五千八百九十四万二千七百六十四円につきましては、減債積立金、過年度分損益勘定留保資金、当年度分損益勘定留保資金、当年度分利益剰余金処分額及び当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額で補てんいたしました。

続きまして、それぞれの費用明細について御説明申し上げます。

二十一ページの三条会計にあります上水道事業収益費用の経営状況につきまして御説明させていただきます。

収入総額、消費税抜き金額でございますが、受託給水工事収益の減少などにより三億九千六百六十三万一千二百七十二円となりました。

支出総額は、経費の節減に努めましたが、減価償却費の増額などにより三億一千五百九十二万三千八百六十円となりました。

次に、二十四ページの四条会計であります資本的支出総額四億六千九百十五万九千六百七十六円（消費税抜きの金額）につきまして御説明申し上げます。

建設改良費の配水管布設工事につきましては、上多度南部地域や根古地地区などへの配水管を総延長千三百三十八メートルを新設いたしました。

また、第四ポンプ場高区配水池整備事業として、若宮地内において造成・本体・道路工事を行いました。

さらに、水道施設の老朽化対策として、配水管布設がえ工事を一千九百九メートルを布設がえいたしました。

また、第二ポンプ場において電気機械設備改修工事を行い、水道供給能力の充実を図りました。

この結果、三ページの平成二十三年度養老町上水道事業損益計算書の下段に記載してあります当年度未処分利益剰余金は七千五百七十七万四千四百一十円となりました。

以上で、平成二十三年度養老町上水道事業会計決算の認定についての提案説明とさせていただきます。

続きまして、議案第六十九号 平成二十三年度養老町上水道事業会計未処分利益剰余金の処分について。

平成二十三年度養老町上水道事業会計未処分利益剰余金七千五

百七十七万七千四百一十円のうち七千五百七十七万七千四百一十円を減債積立金に積み立てるものとする。平成二十四年六月十八日提出。

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（第一次分権一括法）による地方公営企業の一部改正により、従来の毎事業年度利益を生じた場合において、繰り越した欠損金がある場合はその利益をもってその欠損金を埋め、その残額の二十分の一を下らない金額を減債積立金または利益積立金として積み立てる義務が廃止されました。それにかわり平成二十四年四月一日より、利益の処分は条例の定めるところにより、または議会の議決を経て行われなければならないと規定されました。

今回、平成二十三年度の未処分利益剰余金七千五百七十七万七千四百一十円について、その全額を企業債償還金に充てるための減債積立金に積み立てるものでございます。

以上で、議案第六十九号 平成二十三年度養老町上水道事業会計未処分利益剰余金の処分についての提案説明とさせていただきます。

○議長（松永民夫君） 説明が終わりました。

ただいまより総括質疑を行います。

なお、本案は産業建設委員会に付託の上、審査したいと思えますので、ここでの質疑は総括的、あるいは大綱的な質疑にとどめていただようお願いいたします。

質疑ありませんか。

〔挙手する者あり〕

○議長（松永民夫君） 十番 皆川雅子君。

○十番（皆川雅子君） ただいま説明を受けまして、一番ここで気

になったのは有収率ということでございます。

有収率につきましては、昨年度もある議員のほうからも質問がございましたが、詳しく見てみますと平成十六年度に七八・三七％、非常によかったわけでありますが、十九年度の七四・〇％を期にどんどん下がり続けております。今年度は一・何％ふえたというお話がございましたが、ある件に対して努力していた足跡が出ていっているのではないかなあとありますが、いずれにいたしましても、二十三年度を見ますと六七・四八％、十六年度に比べますと一〇・八％落ち込んでいるわけでありまして。

昨年も言われましたが、収益を上げていこうと思いますと、どうしてもこの有収率を上げていかないといけないということで、年間の配水量からいきましても、非常に配水量はふえているけれども、年間の有収水量は十六年度から余り変わっていないということは、どこかで水の漏れか、あるいは他のことが起こっているのではないかなと、このように思われてなりません。

それで、課長の見解をお伺いしたいわけですが、今後、この数値に対してどのようにお考えであるかと、それからまた、今後の対応はどういったことに重点を置かれるのかお伺いしたいと思っております。

○議長（松永民夫君） 西脇水道課長、答弁。

○産業建設部水道課長（西脇和信君） 皆川議員さんの質問にお答えいたします。

昨年度は、池辺地区の大場ニュータウンと大場新田以外を第二ポンプ場から第四ポンプ場に切りかえた結果、実際はそのときに漏水調査をする予定でありましたが、切りかえた結果、要は排泥で大分水を出しましたので、昨年度三百七十万の漏水調査の予算を計上いたしましたけど、実施しておりませんでしたので、今年

度は特に有収率の低い第二と第四を実施したいと思って、七百万ほど計上いたしております。去年は実際やりませんでしたので、改善はされておりません。

なお、第一ポンプ場管内で前々年度調査した結果、前は五六%が改善されまして六一・五%ほどになっております。今のところ特に悪いのが第二ポンプ場と第四ポンプ場でありますので、ことはここを重点的に実施したいと思っております。

以上で終わります。

〔挙手する者あり〕

○議長（松永民夫君） 十番 皆川雅子君。

○十番（皆川雅子君） ただいま第二と第四ポンプ場のほうが特にひどいというお話がございましたが、配水管に関しては、特に漏水につきましましては順次思い当たるところを、ここだというようなところを調べ、そして善処していくという前回の答弁でございましたが、現在もその工事は進められているのでしょうか、お尋ねいたします。

○議長（松永民夫君） 西脇水道課長、自席で答弁。

○産業建設部水道課長（西脇和信君） 皆川議員さんの質問にお答えいたします。

現在工事を予定しておりますので、年度の終わりごろに漏水調査を業者に頼んで実施する予定であります。

〔挙手する者あり〕

○議長（松永民夫君） 十番 皆川雅子君。

○十番（皆川雅子君） これは一部の漏水とか、そういうことではないように思われてなりません。なぜならば、一〇・八%も減っていることに関しますと、十六年度は管がまだ新しいほうで七八・三七%の有収率があったと。それが、現在は六七・四八、善

処してもこの程度だということになりますと、配管そのものに問題が出ているのではないかなあと。

それから、また改善策を講じないと、なかなかこれは上昇しないのではないかなあとと思いますが、その見解だけお伺いしたいと思います。

○議長（松永民夫君） 西脇水道課長、答弁。

○産業建設部水道課長（西脇和信君） 先ほども申しましたように、昨年度は漏水調査を実施しておりませんが、今年度は約倍以上の予算を計上させていただいて実施してまいりますので、改善になるかと思っております。以上です。

○議長（松永民夫君） そのほか質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（松永民夫君） 質疑なしと認め、総括質疑を終わります。お諮りします。

認定第一号及び議案第六十九号の二議案は、産業建設委員会付託の上、審査することにいたしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（松永民夫君） 異議なしと認めます。

よって、認定第一号及び議案第六十九号の二議案は産業建設委員会に付託の上、審査することに決定いたしました。

なお、産業建設委員会は六月二十一日木曜日午前十時より開催されるよう要請します。

○議長（松永民夫君） 次に、日程第十五、議案第七十号及び日程第十六、議案第七十一号は、逐条上程後、提案理由の説明のみ受けます。

それでは、日程第十五、議案第七十号 平成二十四年度養老町一般会計補正予算を議題とします。

町長より提案理由の説明を求めます。

大橋町長。

○町長（大橋 孝君） 上程をいただきました議案第七十号 平成二十四年度養老町一般会計補正予算（第二号）につきまして、その概要を御説明申し上げます。

今回の補正予算につきましては、歳入歳出予算の総額にそれぞれ五千六百七十七万四千円を追加し、補正後の予算額を歳入歳出それぞれ九十六億七千九百九十二万八千円とするものであります。

最初に、歳出の御説明をさせていただきます。

まず、九ページでございます。総務費の総務管理費では、養老改元一三〇〇年プロジェクト事業としてB級グルメ発掘事業委託料九百五十七万一千円を補正するものでございます。

次に、民生費の児童福祉費、児童福祉総務費では、制度改正に伴い新たに児童手当システム導入に伴う改修費に二百五十三万一千円と事務費七十万七千円の三百二十三万八千円を増額し、子ども手当事務費は児童手当事務事業へ移行しましたので、同額の七十万七千円を減額いたしました。また、同様に子ども手当支給事業から児童手当事務事業へ制度改正に伴う事業名の変更及び予算組み替えを三億五千九百万円行いました。

続きまして、衛生費の保健衛生費では、高度処理型合併浄化槽設置事業費として五十基分二千三百一万六千円を補正増します。これは、大坪台団地内の集中処理施設の老朽化が進んだため、順次、戸別に設置するものであります。

農林水産事業費の林業費では、有害鳥獣駆除事業費で橋爪区鳥獣被害防止対策協議会への補助金として百九十三万五千円を増額

し、地域ぐるみの被害防止活動や侵入防止策等の整備など、鳥獣被害防止対策を支援するものでございます。

土木費の都市計画費では、中央公園野球場夜間照明緊急改修工事五百八十四万円を補正増するものでございます。

教育費の社会教育費では、文化財アークイブ事業として養老公園関係資料の整理をするため七百五十万円を増額、また、保健体育費では、社会体育施設維持管理費としてスポーツ施設予約システム導入事業五百七十八万一千円の委託料を補正増するものでございます。

次に、六ページの歳入について、御説明申し上げます。

国庫支出金の国庫負担金では、子ども手当から児童手当への制度改正により、子ども手当負担金三億九百四十一万三千円を減額し、同額児童手当負担金として計上いたしました。

国庫補助金につきましては、高度処理型合併浄化槽設置事業で循環型社会形成推進交付金七百六十七万二千円を増額、委託金については、子ども手当制度改正に伴う交付金の廃止により、子ども手当事務費委託金七十二万七千円を減額いたしました。

また、県支出金の県負担金でも、国庫負担金と同様子ども手当負担金六千八百五十六万八千円を減額し、同額児童手当負担金として計上いたしました。

県補助金につきましては、民生費県補助金で子育て支援対策臨時特例交付金二百十五万二千円を、衛生費県補助金で国庫補助金と同額の高度処理型合併浄化槽設置事業補助金七百六十七万二千円を、労働費県補助金で重点分野雇用創出事業補助金千七百七万円を、農林水産業県補助金で鳥獣被害防止総合対策事業費補助金百九十三万五千円を増額いたしました。

雑入につきましては、公共スポーツ施設等活性化助成金五百七

十八万円を増額いたしました。

また、繰越金につきましては、歳入全体で不足する財源千四百六十二万円を充てるものであります。

以上で、平成二十四年度養老町一般会計補正予算（第二号）の提案説明とさせていただきます。

○議長（松永民夫君） 説明が終わりました。

○議長（松永民夫君） 次に、日程第十六、議案第七十一号 平成

二十四年度養老町介護保険事業特別会計補正予算を議題とします。

町長より提案理由の説明を求めます。

大橋町長。

○町長（大橋 孝君） 議案第七十一号の平成二十四年度養老町介護保険事業特別会計補正予算（第一号）につきまして、その概要を説明申し上げます。

歳入歳出予算の総額にそれぞれ千八百八十九万九千円を追加し、補正後の予算額を歳入歳出それぞれ二十三億七千三十九万九千円とするものであります。

歳出につきましては、基金積立金、介護保険基金積立金千八百八十九万九千円を補正増いたしました。

歳入につきましては、基金積立金の財源として、県支出金、県補助金の介護保険料抑制市町村特別交付金千八百八十九万九千円を補正増するものでございます。

この交付金は、市町村が介護保険料率の増加の抑制を図るために行う事業に対して交付されるもので、当町では介護保険基金に積み立ていたします。

以上で、平成二十四年度養老町介護保険事業特別会計補正予算（第一号）の提案説明とさせていただきます。

○議長（松永民夫君） 説明が終わりました。

○議長（松永民夫君） お諮りします。

議案精読及び委員会審査のため、明日六月十九日から六月二十七日までの九日間は休会にいたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（松永民夫君） 異議なしと認めます。

よって、あす六月十九日から六月二十七日までの九日間は休会とすることに決定しました。

○議長（松永民夫君） これで本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

本日は、これをもって散会といたします。

なお、議会二日目は、六月二十八日木曜日午前九時三十分より会議を開きます。本日は御苦労さまでした。

（散会時間 午前十一時十二分）

右、会議の次第をここに記録し、その相違ないことを証するた
めここに署名する。

平成二十四年六月十八日

議長 松 永 民 夫

議員 田 中 敏 弘

議員 皆 川 雅 子